

聖籠町行政事務電子計算機処理に係る管理運営及びデータ保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月二十一日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

#### 聖籠町規則第一号

聖籠町行政事務電子計算機処理に係る管理運営及びデータ保護に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町行政事務電子計算機処理に係る管理運営及びデータ保護に関する規則（昭和六十二年聖籠町規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 法令又は条例に定めがあるとき。
- 二 町民の福祉の増進その他公益のために必要であり、かつ、個人的秘密を侵害する恐れがないと認められるとき。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。